

平成 21 年度 固定資産税（償却資産）申告のお知らせ

固定資産税の償却資産とは、土地・家屋以外で事業のために使用する資産のことをいい、多久市内に償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります（地方税法 第383条）

○申告をしていただく事業主とは

- ・一般企業のほかに、工業、商業、飲食店、医業や農業などの個人経営者も対象です。

○申告の対象となる資産

- ・事業に使用する構築物や設備、機械、車両、備品や機具など。
- ・事業用資産の修繕・改良に要した費用。
- ・耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産

○申告の必要がないもの

- ・耐用年数が1年未満の資産。
 - ・取得金額が10万円未満の資産で、確定申告で償却資産として計上しないもの
 - ・取得金額が20万円未満の資産で、確定申告で一括償却しているもの。
 - ・家屋として固定資産税が課税されているもの。
 - ・リース（賃貸）により使用しているもの
 - ・自動車税または軽自動車税が課税されているもの。
 - ・多久市以外の市町村に有するもの。
- （その資産が所在する市町村に申告してください）

○所得税の確定申告との違い

- ・平成21年1月1日現在で所有している資産を計上してください。
- ・資産の取得金額の計上について、圧縮は認められません。
- ・減価償却は定率法により評価額を算出します。

○課税について

申告された資産の評価額の合計が150万円以上の場合には、固定資産税が課税されます。

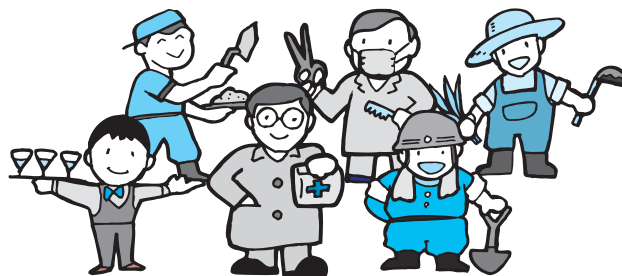
■昨年申告された方には、申告用の書類を12月中旬に郵送します。今回初めて申告される方は、税務課までお問い合わせください。

○申告の期限

平成21年2月2日(月)まで

■問い合わせ

税務課 課税係 ☎75-2126



償却資産（固定資産税）の 耐用年数が変わりました

平成21年度分申告から改正された耐用年数が適用されます

平成20年度税制改正で、耐用年数省令の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。

機械及び装置を中心に資産区分が整理され、法定耐用年数が見直されました。

○固定資産税における償却資産の耐用年数

償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数省令の別表に掲げる耐用年数によるものとされています。耐用年数省令の改正に伴い、平成21年度分の固定資産税（償却資産）から改正後の耐用年数省令を適用することになります。

○省令改正後の評価額の計算

平成20年1月1日以前に取得された資産の、平成21年度の評価額の計算は、**平成20年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出します。**資産の取得時にさかのぼって改正後の耐用年数を用いて再計算するものではありません。

機械及び装置の耐用年数表における新旧資産区分表は、市のホームページでご確認いただけます。

<http://www.city.taku.lg.jp/>

暮らす、学ぶ、楽しむ > 税金 > 固定資産税 >
固定資産税に関するお知らせ